

第 14 回 地方分権改革有識者会議 議事録

開催日時：平成 26 年 6 月 6 日（金） 17：30～19：04

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 6 階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、小早川光郎座長代理、柏木斉、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、古川康、森雅志の各議員

〔政府〕新藤義孝内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、関口昌一内閣府副大臣、伊藤忠彦内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、梅溪健児内閣府審議官、末宗徹郎内閣府地方分権改革推進室次長、新井豊内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

地方分権改革の総括と展望（最終取りまとめ）について（優良事例集など情報発信の取組、最終取りまとめに向けた議論）

（神野座長） それでは、ただいまから地方分権改革有識者会議の第 14 回会合を開催します。

大変お忙しい中を、しかも雨の降りしきる折を御参集いただきまして、本当にありがとうございます。さらに、新藤大臣、関口副大臣、伊藤政務官にも御臨席いただいておりますことに深く感謝申し上げます。

まず初めに、新藤大臣から御挨拶を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

（新藤大臣） 先生方、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。いつもながら御熱心に、御多用の中、この会議に御出席いただいておりますことを心から御礼申し上げます。

今、神野座長から「第 14 回」と、大変力を込めて言っていただきましたが、本当に回数を重ねて、精力的に作業をしていただきました。誠に感謝の極みでございます。

おかげさまで、本日は「地方分権改革の総括と展望」の最終取りまとめに至ることができそうです。地方分権改革が、衆参両院の決議から 20 年を経て、一つの節目を迎え、新たなステージへと向かうすばらしい御提案をいただいたものと思っております。

これまで取り組んできたものや現在検討中のものは引き続き実施していくわけですが、地域の多様性や発意を活かして、提案募集方式、手挙げ方式という新たな機軸も打ち出させていただきました。私どもとしては、地方分権改革有識者会議と地方分権改革推進本部の 2 つに分けて、政策を検討していただく場とそれを決定する場を分離するという枠組みが極めて有効に機能したことについて喜んでいる次第です。

また、「個性を活かし自立した地方をつくる」という、この会議の場で先生方に検討いた

だき絞り込んでいただいた文言については、今や安倍内閣の地域政策のキャッチフレーズになっています。これからの日本の元気をつくるためには、あらゆる場面で地域それぞれを元気にしなくてははいけません。その際には、「個性を活かし自立した地方をつくる」という精神のもとで進めていこうという考えです。さらに、地域活性化と地方分権改革がセットになって、日本を立て直していこうという政策になっており、このことについても改めてお伝えさせていただきたいと思えます。

「総括と展望」については本日取りまとめていただきますが、現在行っている提案募集についても、これからたくさんの提案をいただくことになりまして、6月30日には第1回目の地方分権改革シンポジウムも開催します。それぞれ、皆様方に御協力いただき、御指導いただくわけですが、引き続き、よろしく願い申し上げまして、御礼の挨拶にかえさせていただきます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、議事に入らせていただきます。本日は、「地方分権改革の総括と展望(最終取りまとめ)について」という議題を用意していますが、中身は二つありまして、「地方分権改革事例集」と、それを踏まえた「地方分権改革の成果を国民に還元するための取組例」について、事務局から御説明いただき、議論を頂戴するというのが一つ目です。

その後、二つ目としまして、「地方分権改革の総括と展望」の最終取りまとめについて、事務局から前回の議論を踏まえた修正箇所を御説明いただき、最終的に確認をしていただいた上、取りまとめの内容について決定したいと考えております。

なお、本日は、この有識者会議の一つの節目となる会合ですので、各議員の皆様から、これからの地方分権改革について、最後に一言ずつコメントを頂戴したいと考えております。

それでは、まず最初に、「地方分権改革事例集」及び「地方分権改革の成果を国民に還元するための取組例」について、事務局から御説明をお願いいたします。

(末宗次長) 「総括と展望」の一環といたしまして、改革の成果を国民に実感を持っていただく情報発信の取組は非常に重要な柱ですので、それについて、資料1-1及び1-2で御説明させていただきます。

まず、資料1-1「地方分権改革事例集(概要)」をお開きください。「地方分権改革事例集」については2種類用意させていただきました。事例の対象としましては、平成25年9月から10月にかけて行った地方公共団体への事例調査及び本年2月に地方懇談会を行った際に紹介があった事例の中から、実効性、地域性、先進性、波及性の観点から特色のある事例を整理させていただきまして、資料1-2という分厚い資料に100事例ほど、「地方分権改革事例100」としてまとめています。主に地方公共団体の職員向けに施策の参考としていただくものとして作成したものです。

もう一つ、まだ未定稿ですので、資料番号は打っていませんが、席上配布資料として、主にシンポジウムの参加者など、国民向けの配布用として「地方分権改革事例30」を作成

させていただきました。

これまであまり具体事例のお話をしておりませんでしたので、資料 1-1 の 2 ページ目とともに、「地方分権改革事例 30」も御覧いただきながら、具体事例も交えて御説明させていただきます。

まず、資料 1-1 の 2 ページで、「国の制度改革の成果を活かした取組事例」として、権限移譲や、義務付け・枠付けの見直しをもとにした成果を 5 つほどまとめています。

一つ目が「地域課題への柔軟な対応が可能に」ということで、従来は法令で全国一律の基準が定められていましたが、義務付け・枠付けの見直しにより、地方公共団体が条例で独自の基準を定められるようになった、また、権限移譲により、自らが計画の策定主体となるなど、自主的に決定できるようになり、独自の基準、計画を定めることによって、地域課題に柔軟に解決できるようになったというものです。具体事例としましては、「地方分権改革事例 30」の 3、4 ページをお開きいただきますと、保育所面積基準の弾力化という大阪市の事例があります。4 ページの中程にある「国の基準と大阪市の基準の比較」という表を御覧ください。例えば、乳児室では、0 歳児の国の基準は 1 人当たり 1.65 平米以上となっていますが、大阪市では 5 平米以上と、国基準よりも面積を拡大している一方で、ほふく室の 0 歳児については、国の基準が 3.3 平米以上であるのに対して、大阪市の基準では、待機児童が多い地域は 1.65 平米以上ということで、待機児童の多い地域はむしろ面積を縮小するという対応をしています。原則としては面積を大きくし、待機児童の多いところでは小さくするというように弾力的な条例改正を行ったという事例です。

また、23、24 ページの長崎市の事例を御覧ください。24 ページの中程に表がありますが、道路構造令では、通常、第 3 種小型道路の勾配は 12% が上限で、水平距離 100 メートルに対して垂直 12 メートルの勾配までと定められていました。しかし、長崎市の場合、急な坂が多いという地域事情があり、地域によってはなかなか道路がつくりにくいということで、条例により、17% まで勾配の度合いを上げて、実際に左側の写真にあるような新しい基準で整備された道路ができているという例もあります。

次の 25、26 ページは、金沢市の公営住宅の事例です。26 ページの下に公営住宅の間取図があります。通常ですと、全てバルコニーとなってしまうのですが、金沢市では、雪や雨が多いため、屋内でも洗濯物を干せるようにしたほうが良いということで、金沢市独自でサンルームを設けられるようにしているという例もあります。

また、少し戻っていただきまして、17、18 ページは、新座市の都市計画の事例ですが、18 ページの上のほうに従前と、平成 25 年 4 月 16 日以降の地図があります。今までは、三大都市圏においては、用途地域の指定は県が行っていたのですが、市が独自に指定できる範囲が拡大され、市の特性に合わせた弾力的な用途地域の指定ができるようになったという事例も出ています。

また資料 1-1 の 2 ページ、二つ目の○「身近な窓口での行政サービス提供により利便性が向上」という項目については、「事例集 30」の 39、40 ページで、以前、古川議員から御紹介いただいた佐賀県のパスポートの事例があります。今まではパスポートの交付手続のために県と市町村の 2 か所に行かなければいけなかったものが市町村だけで済むように

なり、また、期間が短縮化されたというメリットがありました。

また、その次の 41、42 ページは、大阪府の南河内地区における、事業者向けの利便性向上の事例です。大気汚染の規制事務は、府の事務だったわけですが、南河内地区から大気汚染の事務届出をするために、府庁まで約 1 時間半かかっていたところを、市町村に権限を下ろしたことにより利便性が向上したという事例も出てきています。

それから、また資料 1-1 の 2 ページの 3 番目の○「迅速な事務処理が可能に」ということで、熊本市の農地転用許可の事例では、県から市町村に権限を移譲することによってこれまで 40 日程度かかっていたものが 30 日程度に短縮されたということです。

その次の○「きめ細かい対応により行政サービスが向上」という項目で、「事例集 30」の 29、30 ページを御覧いただきたいのですが、これは各務原市の屋外広告物の規制の事例です。30 ページ上に「ビューレンジャーによる簡易除去」とありますが、これまでは違反屋外広告物の除去や、掲出許可の権限は県にあったのですが、市に移譲されたことによって迅速かつきめ細やかな対応ができるようになったということで、30 ページの右側の表にありますように、平成 18 年度は 57 件だった指導書の送付数が、24 年度ですと 2,643 件とかなり増え、改善も 2,118 件ということで、改善率が相当上がっているという例があります。

それから、資料 1-1 の 2 ページの 5 つ目ですが、「二重行政を解消し、行政サービスの総合性・効率性が向上」ということで、これは「事例集 30」の 5、6 ページにある神奈川県開成町の事例を御覧ください。6 ページの一番上に「県保健所と分担して行っていた母子保健事業」と書いていますが、従来は、母子保健事業について、母子健康手帳申請時の産婦訪問や、乳幼児健診などは市が行っている一方で、低体重児の届出受理や、未熟児訪問は県が行っており、対応窓口が分離していたのですが、未熟児訪問指導等の事務が町に移譲されたことによって、母子保健に関する窓口が一元化して、町の保健師が一元的にそれぞれの家庭の相談に応じられるようになったという事例があります。

続いて、資料 1-1 の 3 ページ目、これまで御紹介したものは国の制度改正を活かした例ですが、ここでは「分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組事例」を取り上げています。

一つ目は「地域の特性を生かした行政サービスの展開」ということで、さまざまな地域課題を解決するために、条例、施策、予算を活用して取り組んだ例を挙げています。「事例集 30」の 13、14 ページの総社市の例では、「障がい者千人雇用推進条例の制定」ということで、市では就労期の障がい者が 1,200 人いることを踏まえ、平成 27 年度末までに 1,000 人を雇用することを目標としています。14 ページの右側にあるグラフでわかるように、着実に福祉的就労支援施設を整備することによって、障がい者の就労者が増えているという事例です。

それから、27、28 ページの大仙市における「空き家適正管理条例の制定」ですが、大仙市は例年の積雪が 1 メートルを超える豪雪地帯であり、以前から空き家の屋根からの落雪や雪による空き家の倒壊など、苦情が寄せられていたということで、この条例をつくり、行政代執行による撤去なども含めて、かなり空き家対策が進んでいるという事例が出てき

ています。

次に、35、36 ページをお開きください。今度は文化に関する事例で、謡曲「高砂」ゆかりの地として知られる高砂市では、謡曲「高砂」の振興や「高砂学」講座の開設について、市民が中心となって、文化振興に取り組んでいる事例があります。

また、47、48 ページ、大館市の「民間事業者による空き公共施設の有効活用」の事例ですが、廃校の有効活用は全国的にもありますが、大館市の場合は条例を制定しまして、条例によって、新たに常用の従業員を雇用する事業者に対しては、空き公共施設等の減額譲渡、無償貸付又は減額貸付、増築・改築助成金の交付などの奨励措置を講じることによって、「施行から1年、雇用拡大効果も」とあるように、例えば、旧白沢通園センターについては山芋の皮むき作業所として活用され、あるいは葛原保育所でも食品加工企業が施設を増改築したというように雇用増に結びつける形での空き公共施設の有効活用事例もあります。

資料1-1の3ページに戻っていただき、二つ目の「住民との協働・参画を活かした行政サービスの展開」として、「事例集30」の7、8ページに、「保育士のいる屋根付き公園『子育ての駅』」という長岡市の事例があります。左側の7ページに「冬でも『のびのび』遊べる場を」とありますが、長岡市は日本海側の豪雪地帯であり、冬は子供が外で遊ぶ場が少なく、「冬場や、天気が悪い日でも子供たちを安心して遊ばせるスペースが欲しい」という声が多く寄せられたということで、家に閉じこもりがちな降雪期でも、気軽に集い、交流できる場として、平成21年5月、全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設し、現在、似たような施設が4施設にまで拡大しているという例があります。

続きまして、31、32 ページをお開きください。鹿児島県長島町の「町民協働による景観づくり」ということで、32 ページの上にあります。町では景観づくりに積極的に取り組む団体・個人と協定を結び、協働して景観づくりに取り組んでいます。その中心となる活動が、町で最大の島である長島本町を一周する約40キロメートルの沿道を花で結ぶ「ぐるっと一周フラワーロード事業」であり、このように町民協働で景観づくりを行っている例などがあります。

また、51、52 ページ、これは住民協働でも、ICTを活用した事例で「ちば市民協働レポート実証実験」ということですが、52 ページの上から2つ目の「身近な行政課題をスマホでレポート」にありますように、市民から道路や公園の不具合等をスマートフォン等で位置情報及び写真付きのレポートをしてもらい、ウェブ上で市民と市役所が情報共有し、その課題の解決にスピーディーに取り組もうとするものです。参加する市民は30代～50代が多く、投稿内容は道路の陥没や歩道のタイル剥がれの補修、街路等の電球切れの対応などで、こういった課題への迅速な対応が好評であるという事例が出ています。

それから、資料1-1の3ページの「地方議会の活性化」で申しますと、「事例集30」の55、56ページの鳥羽市の例があります。56ページの右下に「関係者からのメッセージ」とありますけれども、鳥羽市は、有人離島やリアス式海岸で集落が点在していることもあり、議会を傍聴しづらい環境であることから、ほぼ全ての会議をネットで中継し、全国最

多と言われる議会報告会の開催などの情報発信を熱心に行っているということです。

資料 1-1 の 3 ページにお戻りいただきまして、「地方分権改革の推進体制の整備」ということで、基本方針の策定や県と市町村の連携体制の構築、住民への積極的な情報発信、あるいは関係する地方公共団体が事務処理を共同化するなど、協力して課題解決に当たっている団体も見られるということで、これは「事例集 30」の 59、60 ページを御覧いただきますと、神奈川県 の 町村情報システム共同事業組合が「町村会による自治体クラウド」ということで、度重なる法改正に伴う情報システム改修等の費用負担に苦慮し、このため、町村会の主導で一部事務組合を設立して、各町村で個別運用していた情報システムを共同化し、約 3 割のコスト削減効果を発揮しているという例があります。

一部ではありますが、それぞれ特色のある取組事例を御紹介させていただきました。

続いて、資料 2 「地方分権改革の成果を国民に還元するための取組例」を御覧ください。リード文にありますように、第 1 次・第 2 次地方分権改革により、権限移譲、規制緩和で数多くの制度改正を実現しましたが、それを国民に還元するため、当面、集中的に以下の施策を展開していく必要があると考えております。

一つ目が効果的な情報発信、二つ目が地方における実践の促進ということで、まず左側の方ですけれども、今、御説明申し上げましたような事例集を作成し PR するというので、第 1 弾の事例集を作成し、シンポジウム等で広く PR をするとともに、この掘り起こしによって順次更新をしていきたいと考えています。

また、2 番目には、6 月 30 日の地方分権改革シンポジウムの新規開催を掲げています。

それから、3 番目、ホームページ・SNS による能動的な情報発信ということで、先ほどの優良事例の紹介をホームページ、SNS などで行っていくほか、地方の取組一覧の掲載ということで、これも先の第 4 次一括法の国会審議の中で、都道府県で取組にかなりばらつきが見られるという御指摘や、事務処理特例の活用状況なども差があるという御指摘もあり、これをもっと促していくべきではないかというお話もあったので、一覧にするとインセンティブも湧いてくるのではないかとあります。それから、Facebook、Twitter などでも更新情報を随時発信していくというものです。

それから、右側の地方における実践の促進ということで、先ほど御覧いただいたような、いろいろな素晴らしい取組をもっと横展開していく必要があろうかと思っております。そのためには、それぞれの地方における改革の担い手を強化していく必要がありまして、一つ目は既に内閣府のほうで、各都道府県、あるいは一部の市町村で中心的な担い手として登録させていただいている「分権改革の旗手」のような、中心の方が、今後、成功事例や、ノウハウに関する情報を共有できるネットワークを強化していきたいと思っています。また、こういう方々に優良事例をどんどん紹介していただくような取組をしていく必要があると思っています。

また、二つ目が、改革のすそ野を広げるための意識啓発、研修です。知事、市町村長への情報提供や、自治体職員を対象として、分権改革の旗手などが講師となって実例やノウハウを伝授していく内閣府主催の研修会や、旗手の方々が講師を行うような地方開催の研修会など、こういったことについて今後、もう少し具体化を図っていくことで、国民に成

果を還元する取組を強化していきたいと考えています。

御説明は以上で終わりにさせていただきます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

地方分権改革の事例について、かいつまんで御紹介いただいた後、国民に地方分権改革の成果を還元する施策展開、取組例を御説明いただきましたが、議員の皆様方から、御質問、御意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 大変優れた事例が集まってきていると思いますが、このまとめ方ですが、例えば、30事例をKJ法などでまとめ、いくつかのグループにマッピングしたようなものを前段でお示しいただくとよりわかりやすいと思います。今の御説明も1~2ページと3ページ以降の事例を何度も往復していたのですが、その間に事例のマッピングのようなものがあるとわかりやすいし、逆にどこが充実していて、どこがまだ不足しているのかということが、地方の方も参照できるので、そういうまとめ方の工夫ができるのではないかと思います。

(神野座長) ありがとうございます。事務局から何かコメントありますか。

(新藤大臣) これは、地域別に北から南にざっと並べたということですか。

(末宗次長) 最初の説明を省略して申し訳なかったのですが、30事例の目次をお開きいただきますと、この構成上、分野別で、子育て、まちづくりという構成で作成していましたが、私が効果別に御説明したので、行き来してしまい申し訳なかったです。

(後藤議員) それがクロスしているとおもしろくなると思います。

(末宗次長) そうということですね。わかりました。またいろいろな出し方を工夫したいと思います。

(新藤大臣) 事例集で何ページに何がありますかということをごここに置いてあげるだけで全然違ってくと思う。代表的な事例をこの中に置いてあげればいいのではないのでしょうか。

(神野座長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。小早川議員、どうぞ。

(小早川座長代理) 法律屋はいつも理論的な整理をしたがるものですが、御説明を伺っていて、義務付け・枠付けの見直しと事務権限の移譲という2本柱があって、それぞれの事例がどちらにあたるか、というような整理ではなくて、行政の現場の住民にとって何がどうなったか、その中で権限移譲がどういう役割を果たしていたかというまとめ方になっていて、肉づけがよくできていると思いました。その反面、このような作業はさぞ大変だろうなと思いました。今、お話がありましたような、検索ができるシステムをうまく作れば、利用者にとってもよいのではないかと思います。なかなか大変ですが頑張ってくださいと思います。

(神野座長) ありがとうございます。

ほかはいかがですか。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

次の議題に行きます。冒頭申し上げたように、次に「地方分権改革の総括と展望」最終取りまとめの最終案について、事務局から御説明いただければと思いますので、よろしく

お願いします。

（末宗次長） 資料は3-1から3-4まで御用意しましたが、資料3-1で、前回、議員の皆様から意見を頂戴しました点を修正させていただきましたので、修正点を中心に御説明します。

まず、資料3-1の1ページ、中程の人口減少に関する記述のところですが、谷口議員から、危機であるから地方分権が必要だというつながりを柔らかく表現したほうがいいのではないかと御指摘でしたので、「また、今後、我が国の総人口の更なる減少が見込まれる中、少子高齢化により多様化し増大する行政ニーズに対応して、地方の足腰をより強くすることが求められている。」と修正しました。

その下、次の段落ですが、小早川議員から、国は国際課題に対処し、地方が内政にしっかり取り組むという中間項を入れるべきではないかと御指摘を受けて修正したのですが、「こうした状況の下、国は国際社会における新たな課題に的確に対処するなど本来果たすべき役割を重点的に担う一方、地方は、多様な行政ニーズに主体的に対応することで、地域の元気をつくり、住民サービスの質を向上させる必要がある、このため、国民がゆとりと豊かさを実感できるようにするという地方分権の原点に立ち返り、これまでの地方分権改革の成果を活かしつつ、引き続き、『個性を活かし自立した地方をつくる』地方分権改革を推進する重要性は、ますます高まっている。」と修正しました。

それから、同じ2ページの(1)の下のほうは、第4次一括法の成立に伴う修文でございます。

6ページをお開きください。ミッションの部分の国の役割ですが、小早川議員からの、国の役割はむしろすっきりと書くべきではないかと御指摘を踏まえ、例示の3つの事務を削除し、「国は本来果たすべき役割を重点的に担う」としました。

10ページをお開きください。1(4)の①で、従来は、「第4次一括法案の提出」という項目がありましたが、法律が成立したので、柱書きのほうに移動し、コンパクトにしました。「改革の進め方としては、まずは、第4次一括法の施行に向けて、移譲される事務・権限が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を実施する。その上で、」と冒頭に入れました。

11ページをお開きください。「権限移譲、規制緩和に関する提案」の前に、「従来、地方分権改革推進委員会の勧告に基づき実施してきた、」という表現がありましたが、古川議員からの御指摘を踏まえて削除しております。

続いて12ページをお開きください。古川議員から、抜本的な見直しの提案も重要な事項なので入れるべきという御意見をいただきましたので、併せて関連する提案の記述も入れさせていただきました。「また、現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案も対象とするとともに、権限移譲及び規制緩和に関連する運用改善等の提案も対象とする。」という内容です。

13ページをお開きください。ここは『手挙げ方式』の導入の項目でして、前回、森議員、小早川議員、勢一議員から御指摘があった部分ですが、もともと事務処理体制等に

大きな差があるという記述のみだったのですが、地域特性によって一律移譲になじまない分野があるとの御指摘を踏まえて、「地域特性や事務処理体制等に大きな差があることから」と修正するとともに、下のなお書きの部分も、全体的に一律移譲にならない場合があるだろうということで、「事務・権限の性格等に応じ、」という表現をつけ加えました。

18 ページをお開きください。ここは地方自治法の改正の成立に伴う修正です。

25 ページをお開きください。ここは第 4 次一括法の成立に伴う修正です。

続く、26 ページも地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正の成立に伴う修正です。

29 ページをお開きください。これも第 4 次一括法が成立したことに伴う修正です。

最後に 30 ページですが、地方公共団体職員の意識啓発に関する記述で、「地方分権の観点から」としていたのですが、これでは権限移譲を求めるイメージが強く出過ぎているという小早川議員の御指摘を踏まえまして、「自主性・自立性を発揮する観点から」と修正いたしました。また、次の 31 ページにまたがってですが、「職員の意識啓発を目的とした情報発信や研修」ということで、先ほど御説明しました「研修」も重要な要素と考えますので、このようにさせていただきました。

以上が前回からの修正点でして、そのほかに、概要版等を準備しておりますので、資料 3-2 を御覧ください。概要版ということで、これは前回、2 枚物でまとめたものを若干リバイスしていますが、2 ページ目冒頭「改革の『総括』」の第 2 次分権改革の部分で、第 4 次一括法が成立したことを踏まえ、国から地方の権限移譲が 66 事項、実施率 69% という点をつけ加え、都道府県から市町村の権限移譲が 113 事項、実施率 67% と修正しました。さらに、真ん中の右側、「改革の進め方」で、中間取りまとめの際は 1 として「第 4 次一括法案の提出」と記述していたものを削除して、4 本柱にしています。

さらに、資料 3-2 は「総括と展望」の全体像をあらわしたのですが、次の資料 3-3 は少しポイントを絞りまして、今後の改革の進め方を中心に、それを強調したワンペーパーにしています。冒頭にありますように、枠で囲っている平成 5 年の衆・参両院の決議を起点に 20 年が経過する中で、「第 1 次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告事項について、一通り検討を行い、数多くの改革を実現」と記述しています。また、新たなステージにおける地方分権改革に焦点を当てて、「従来からの課題への取組に加え、地方の発意と多様性を重視した改革を推進」ということで、「提案募集方式」、「手挙げ方式」、専門部会を活用した深掘りということ。二つ目に、「優良事例集の作成、SNS の活用や全国シンポジウムの新規開催等により、情報発信を強化」ということで、今後の事項を中心とした資料も作成しました。

それから、資料 3-4 は、先ほど修正したものを溶け込ませた最終取りまとめの全体版です。説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最終案について御意見、御質問を頂戴しますけれども、この最終案は、前回いただきました議員の皆様御意見を反映して、既にそれぞれの議員の皆様にご確認をいただいております。したがって、この場では最終の確認をお願いできればと思っております。

ます。また、冒頭申し上げましたように、最後に委員の皆様方から今後の展望についてはコメントいただきますので、この場では最終案に関する内容についてのみ、特段の御意見、御質問がありましたら頂戴したいと思っています。いかがでしょうか。

（「なし」と声あり）

（神野座長） よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、この最終案については有識者会議として確認がなされたものといたします。

今回の案をもちまして有識者会議の最終的な取りまとめとさせていただきますが、御案内のとおり、一部、現在法案が国会で審議中でして、その内容いかんによって、更新、あるいは修正を加えなければならないことが生じた場合には、私に一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（神野座長） ありがとうございます。

それでは、私に一任していただきましたので、6月中に新藤大臣に手交させていただきますたいと思います。このことについてもお認めいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

（神野座長） それでは、以上のようにさせていただきます。

最後に、冒頭申し上げましたように、各議員から、これからの地方分権改革について、一言ずつコメントを頂戴できればと思っております。恐縮ですが、古川議員からお願いできますか。

（古川議員） 大変良い形にまとまったと思っています。忙しい中に、このようなスピード感で進められたのは、新藤大臣のリーダーシップの賜物だと思っておりますし、関口副大臣、伊藤政務官も本当に毎回こうして出席いただき議論をリードしていただくということは、私は、このような会議にたくさん参加しているわけではありませんが、なかなか見られないことではないかと思っています。改めて現内閣の地方分権改革に取り組む姿勢というのを感じました。いろいろな場所で、地方側の方々から、今の政権の分権に対する姿勢はどうなのだというのを聞かれます。そのときにも、この有識者会議での議論や実際に行われていることをしっかりと伝えてきましたが、本日、こうしてまとめていただいたことで、また自信を持って、このことを皆さんにお伝えできるとと思っています。

6月2日（月）に大分県で九州地方知事会が開かれました。その中でも、現在進行形ということで、提案募集方式などについて報告しましたところ、各県の知事からも非常に高い期待が示されました。各県から現在検討中の提案を幾つか紹介したのですが、「この佐賀県の事例は、うちの県でも同じ状況だと思うから、共同提案で出していこう」とか、「各県共通のものについては九州知事会という名前を出していこう」など、極めて積極的な意見が出まして、やはりこの方式をとってよかったなということを改めて感じたところです。

新藤大臣がおっしゃっているように、地方分権というのは、時限的に「いつまでにやる」というものではなく、常にやっていくという「常設」の考え方に変わったと思っております。しかもスピード感を持って行うということで、まだ「展望」を出していないにもかか

わらず、もうすぐ提案募集の締切りが来るような動きができるということは、今までと全く違っていると思っています。今までの感じであれば、「総括と展望」が確定し、大臣に提出されて、閣議決定が行われてから、さあそろそろという感じで動き出すというスピード感だったと思います。繰り返しになります、大臣を始め皆様方、そしてまた、これをまとめるのは大変だったと思いますけれども、事務次官以下の事務方の方々にも心から感謝申し上げたいと思います。私どもは現場としてしっかり進めてまいります。以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

それでは、引き続いて勢一議員、お願いできますか。

(勢一議員) 最終取りまとめまでたどり着くことができまして、まずは御尽力いただいた皆様にお礼を申し上げたいと思います。調査やヒアリング、地方懇談会などを通じまして、この会議の場で大変多くのことを勉強させていただきました。本当に感謝しております。

今回、地方のイニシアチブが目玉となる形で分権が動こうとしています。特に地方の発意という点では、地方から分権改革を進める仕組みとして、提案募集方式の運用が既に始まっているところです。また、地方の多様性については、手挙げ方式が採用されまして、自家用有償旅客運送において最初の制度が成立したという段階まで来ています。既に分権改革が新しい枠組みで始まっているところですので、この歩みを大切に生かすことが本当に大切であろうと感じています。将来の地方自治の体制を創るという意味では、これからは実践力が問われると思っています。

他方で、地方自治体を取り巻く環境は徐々に変化してきています。少子高齢化に伴う人口減少社会の到来といった社会構造の変化もありますし、地方自治法改正により、広域連携や地域連携の進展による自治運営の変化もこれから出てくると思います。この中で地方自治体がどのような役割を担うのか、また、どのような姿であるべきなのかという点について、常に問われることになろうかと思っています。したがって、地方分権に関しても、こうした関連する変化や動向を踏まえて、進め方を時には調整していくような柔軟性も必要であろうと感じているところです。

これから先、どのように改革を進めていくかが非常に重要な局面に来ていまして、これから地方自治体の提案を通して、いろいろなアイデアが出てくると思います。地方の創意工夫によるボトムアップ型の制度改革の動きをアドホックなもので終わりにしてしまわないように、丁寧なフォローアップとサポートを引き続き行っていくことが大切であると実感しているところです。そういう意味では、これからは本番であろうと思っています。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いできますでしょうか。

(後藤委員) 私も14回という数字を感慨深く眺めておりました。かなりの回数参加させていただきましたが、このスピード感に一生懸命ついていこうと思っていました。また、海外調査も行かせていただき、私自身、大変有益な機会を持つことができました。ありがとうございました。

地方の発意と多様性を受けとめるといったときに、これからの分権の担い手像というものを我々は探していく必要があるのではないかと思います。先ほどボトムアップという言葉もされましたけれども、押しつけの、プッシュするような分権ではなく、担い手が権限をプルしていく、引っ張り込んでいくような、まさに発意と多様性のあらかのようものが求められてくるのだらうと思います。

そうしたときに、自治体という単位だけではなくて、いろいろな分権の担い手像がもっとも出てくるのではないのでしょうか。先ほどの「地方分権改革事例 30」を拝見しても、神奈川県は自治体クラウドというのがあります。それ以外はまだ自治体が単位になっています。そうした自治体の範囲を超えた、さまざまな連合のようなものが自由闊達に生まれてくる。例えば、都市とその周辺の農山村の連合体もあるかもしれませんし、都市圏と都市圏が連合したような形もあるかもしれません。あるいは自家用有償旅客運送で言えば、近隣コミュニティが担い手の単位となっている。集落が分権の担い手となることもできる。まさにそのあたりが非常に多様な姿になってきているということ国民に伝えていくと、自分が分権の担い手の主人公なのだという意識もまた生まれてくるのではないかと思います。そのあたりをシンポジウムなども通じて呼びかけていただければと思います。どうもありがとうございました。

（神野座長） ありがとうございます。

それでは、小早川議員、お願いできますでしょうか。

（小早川座長代理） 私も 14 回、この会議に参加させていただいて、本当に充実感がありました。実のところ、分権改革 20 年ということで、この会議が始まる前の頃は、分権もこの先どうなるのだらうかという感じで、いい球がだんだんなくなって先細りになっていくのではないかという感覚がありました。しかし、この一連の作業を経まして、大臣をはじめ皆様のかじ取りについては、さすがだなと思いました。新しい局面の転換をこれをもって図っていく、イレブンがくたびれてきたかなと思ったところで試合の局面転換がされていく、そのような感覚を持ったところでもあります。新しい段階ということをかなりはっきりと打ち出すことができましたと思います。

今後に向けてですが、一つは、今も申しましたが、今までの手法でいくと、料理できるところはほぼ料理し尽くしたというところがありまして、権限移譲にしろ、義務付け・枠付けの見直しにしろ、残ったところは骨があって、おいしそうなだけけれども、なかなか歯が立たないという感じもあります。しかし、それが意味で現状だらうと思っています。

ですから、量は進んだけれども、質の面でまだまだというところはやはりある。それは世間でも言われているところで、まさに重要な部分の権限移譲なり、規制緩和なりが不十分なのではないかということです。具体的な例を挙げれば、農地の問題については、結局、これは国全体の大きな政治課題そのものです。単に国と地方の役割分担をどうするかということのみではなく、それはもちろん重要なのですけれども、実体的な政策課題にかかわるものが多いのではないかという気はします。ですから、地方分権という切り方だけでは困難なのです。ただ、これは農地の関係をイメージして申しますけれども、まさに重要な

国家課題についての政策形成のプロセスに、地方分権という観点をとにかく入れる、自治体の声、地方の声、地域の声というものを、国の政策決定にいかにか反映させ、大きな役割を持たせていくかということが今後の一つの問題ではないかと考えます。もちろん、国と地方の協議の場のような成果はありますが、それをさらに今後実質化し日常化していく、政策決定のあり方をそういう方向に整えていくということが、今後の一つの重要な課題ではないかと思えます。

あとは、次の局面に移るといふことの大きな意味としては、これまでは国の側から、国の仕組みとして変えられるところをこれだけ変えてきたのですが、皆さんおっしゃっていることですけれども、これからは地域が与えられた道具をいかに使うかが大事だということです。そこに関心を集中させていく必要があります。その意味で、先ほども申しましたけれども、何々の権限移譲、何々の規制緩和だという言葉は使わなくても、地域の現場の行政あるいは公共サービスがこれだけ良くなっているではないかということをしかりと目に見える形で打ち出していくことがまさに重要なのだらうと思えます。そういうことを通じて、住民の参加、参画というものも活性化していくことになると考えており、重要な新たな段階に入っていくことができそうだという感じがしております。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、柏木議員、お願いいたします。

(柏木議員) 昨年から1年少々、この会議に参加させていただきまして、私自身も、1年前と比較しますと、この会議を重ねることによって、大変勉強させていただいたと思っております。

その中で、まずは第2次地方分権改革からの規制緩和、権限移譲という流れが、今回、第4次一括法という形で進んだことは、行政サービスそのものをできるだけ住民に近いところで進めていくという考えや、近接性の原理にぶれずに取り組んできた大変大きな成果ではないかと感じています。

次に、皆さんおっしゃっている、従来の全国一律の取組から、地方の発意に基づく提案募集方式であったり、多様性を重んじた手挙げ方式を導入したことについては、企業経営から見ても大変大きな転換点だと思っております。地方の経営者の方とも分権の議論をする機会が多いのですけれども、提案募集方式であったり、手挙げ方式というのは、これまでと違って、やはり自分たちが責任を持って考えていくという、非常にわかりやすい転換の形だという評価もなされていますし、今回の「総括と展望」の中にも入っていますけれども、地方自治法の改正も含めて、地方の発意と多様性を踏まえるという地方分権改革の考え方が浸透してきているということは大変意味のあることだと思っております。

ただ一方で、変革をしたり、手を挙げるというのは大変勇気が要ることで、企業経営においても、実際に手を挙げることは大変御覚悟を必要とします。今回の制度設計もそうですし、本日、丁寧に御説明いただいた事例を充実させていくことが、実際にこの改革を進めていく上での大変大きな後押しになるだらうとも思っております。

また、今後、いただいた提案を具体的に審議、検討していくことになるのですが、その場でも、地方が勇気を持って手を挙げた内容について、みんなで応援して成功事例をつく

っていくという観点で、ぜひ審議、検討し、進めていければよいと考えています。

あとは、農地を中心にした土地利用の部分で、後藤議員と一緒に海外調査にも行かせていただき、改めて感じているのは、もちろん国として農地の確保をいかにきちんとしていくかという大変大きな課題を解決していく必要があると思う一方で、国が大きなルールを決めた中で、地方がより住民に近いところで意思決定をしていくということも大切だということです。ただ、土地利用については、農業は農業、環境は環境という縦割りだけではなく、地域に密着し、総合的にプランを考えていき、それを住民の方に御説明して、理解を得ながら進めていくという、地域に近いがゆえに総合的に進めることができるというのが分権の非常に大きな意味だと思っています。もちろんこれは大変大きな課題で、一足飛びにそこに行けるかという疑問はありますが、その辺りを大きな目標に置きながら今後の議論が進められたらよいと考えております。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございます。

それでは、谷口議員、お願いできますか。

(谷口議員) 今回、こういった重要な会議に参加させていただき、大臣をはじめとして、各議員の方々や、事務局の方々、そしてさまざまなお話を提供して下さった地方公共団体の方々のほか、いろいろな方々から勉強させていただいたことをまず感謝したいと思う次第です。

また、この有識者会議の大きな成果として、今回改めて感じましたのは、地方自治体からの提案募集方式により、さまざまな制度改革の提案やアイデアをいただくという点、個々の団体の発意に応じて選択的に移譲できるという手挙げ方式、この2つの具体的な成果がこの会議において肉づけされたということは、非常に大きな成果であったと思っています。

本日、それに加えて、地域の先進事例とも言える地方分権の取組事例を数多く御紹介いただき、具体的な地域の取組や、さまざまな御苦勞のようなものをお話いただきました。一つひとつの事例の裏にたくさんの困難やドラマがあったと思いますし、それによって地域に合わせたきめ細やかな行政サービスが達成されたかと思うと、本当にうれしく思います。今後、提案募集方式において、より大きな、よりダイナミックな提案が出てきますことを願う次第です。

この地方分権改革有識者会議が始まった時は、とにかく地方分権を具体的に進めていくという勇気に満ちあふれた形の船出だったと思うのですが、途中からは、いわゆる極点社会と言われるような、日本全体で地域の人口が減っていき、地域の力というものが多様化していく、そして、行政ニーズが増えていく中で、さらに地方分権により地方自治体の仕事が増えていくなれば、これを本当にこなせるのだろうかという問題の、二つのストリームを感じるような状況でした。

そういったこともあり、「総括と展望」の柱書を修正していただいたのですが、厳しい問題の認識がありながらも分権を求めていくということはどういうことか、もしかするとこれから中期的に地方分権を進めていくに当たっては、どうしても効率化や統合化、あるいは協働する、連携するということを深刻に考えていかなければいけない部分があると思います。一方で、「各地域から先進的な事例を挙げてください」、「頑張ってください」と言

うときに、これらをどのようにうまく接合していったらいいかということも考えなければなりません。

私自身、勤務先の大学における組織的な効率化、統合化の動きに日々さらされています。言うのはいいけれども、その立場になってみると、頑張っているのに簡単に統合しないでほしいというような思いもしています。ですから、自治体はさらに深刻だと思えるのですけれども、そういう中で、個々の努力、個々の個性、個々の自立というものと、国全体としての効率化というものをどう両立していくかということに悩んでいかざるを得ないのだからと思います。

そのためにも、今回の提案募集方式においては、いいアイデアが地域間でつながっていき、大きな日本のスタンダードになるような、そういったいいアイデアや仕組みがないだろうかということをおたちは本当に心から求めているような気がします。以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、白石議員、お願いできますか。

(白石議員) 最後に私と森市長ですけれども、この中では、まさに受け手といいますか、これから移譲された権限を実際に政策として実行する立場となります。まさに私と森市長がこれから相当大変な思いでこれを実際に行っていかなければならないということで、責任を感じています。

私が町長になって14年が過ぎました。もし、こういう内容の権限移譲が10年早く実現できていれば、私の町もかなり早く変わっていたのかなという思いがします。私の町にショッピングセンターをつくりまして、もう7年目になります。今、およそ年間1,000万人が訪れるのですが、この建設時に農地転用の問題や、跨線橋建設時の国道の一時使用停止に係る調整の関係で苦労しました。ショッピングセンターを建設する際に、国道をまたぐ跨線橋を造ることになったのですが、国道をまたぐ跨線橋を造るには、ショッピングセンターの私道ではなく町道でなければならぬということで、町が工事をを行いました。

その工事の際、国道を止める必要があったのですが、国は一晩しか国道を止められないので、その間に工事を終わらせろと言うのです。一晩で工事を終わらすには、小さい重機では工事に2～3日かかるため、日本に1台か2台しかない高額な重機を使用することになり、相当の費用が余計にかかるので、国と何度も折衝を重ねましたが、結局一晩で工事をすることになりました。

そのときに、権限があるとか、ないとかいうことよりも、なぜそんな融通がきかないのだろうと思いました。ほかの重機でやれば、2日、3日止めることになるけれども、夜間ですので、そんなに車が通行止めで困るということはないというのは、現場の私がよく知っています。そのことをいくら言っても、国は、一晩しかだめだということで、結果的に一晩で工事をしたのですけれども、そのような経験をしてきますと、地域が主体的にまちづくりをしようと思えば、もう少し自治体に許認可権等を持たないと、行政というのはなかなか前に進まないだろうというのが、私が町長になってからの思いです。そういう意味で、今回、当事者である我々がこの地方分権改革有識者会議に入って、いろいろな議論をさせていただいて、まさに自治体の現状をよく考えていただいた分権の内容になったと

いうことで、私自身も大変有り難いと思っています。

ただ、これは細かく全部見てみないとわかりませんが、どちらかというソフト的な権限が多いと思います。国から地方への権限移譲が66事項で69%の実施、都道府県から市町村への権限移譲が67%、義務付け・枠付けの見直しが975もあって、まだ74%なのです。これを全部、一つひとつ見てみなければわかりませんが、財政的に大きな負担になるものは多分ないだろうと思うのです。権限を持っていた国のほうも、それほど大きな財源を持っていたのではないだろうと思います。つまり、問題はこの残りです。もちろん、譲れないものはあると思いますが、現実には、残された中で譲ってもらわなければならないものもあるのです。ここがこれからの問題だろうと思います。よく言うように、権限は渡すけれども、財源は渡さないということについて、細かい内容はまだわかりませんが、これから私どもとしては精査をしてみる必要があるかなと思います。

ですから、これからは権限を移譲された我々地方自治体がこれをしっかりと受けとめて、住民のために与えられた権限をしっかりと使っていく。それと同時に、責任を持って、自立できるような自治体をつくっていくというのが我々の責任だろうと思ひ、非常に重い会議の結論だと受けとめておりますので、町村会としても、しっかりこの内容を各町村に説明して、受け手としてしっかりやっていきたいと思ひます。本当にありがとうございました。

(神野座長) ありがとうございました。

それでは、森議員、お願いします。

(森議員) 最後ですから、先生方からお話があったとおりに思っています。まずは、いい機会をいただいてしっかり勉強させてもらえたことを、個人的には大変うれしく思っています。取組は甚だ不十分でしたが、私なりに思うことがたくさんありましたので、いい機会だったなと思っています。

それから、古川知事から冒頭お話のありましたように、あちらこちらで、同僚市長の中から、本当に分権改革は進むのかという質問を受けることが何度もありました。その都度、大臣の本気度について申し上げて、確実に進んでいくということを発言してきました。まさに、そのとおりに思っています。そういうこともあってか、市長会の中でもかなり意識が変わってきたと思っております。6月4日(水)にありました全国市長会の総会においても、地方分権を求める内容の決議の提案があったことに対して、会場から、「求めるだけで止まっていたはだめなのではないか」「自主自立的な動きにしていかなければいけないのではないか」という意見がありました。皆の意識も高くなってきているのかなという印象を持っております。

何度か私自身も発言させてもらいましたが、今、白石町長もおっしゃったように、自ら立つだけではなくて、自ら律する自律性もしっかり持ち合わせていかなければいけないので、事務処理能力や法務能力などをそれぞれの団体が高めていくということを真剣に考えていくことが大変大事だという印象を持っています。

それから、優良事例集などをお示しいただいたことは大変有り難いことだと思ひます。今、申し上げたことと裏腹ですが、自信がないという自治体もたくさんあるわけです。

自分たちの取組を言うのはどうかと思いますが、私どもの市は積極的に交通政策に公費投入をしてきたわけですが、そのことは制度的な裏づけがなくても、自らの判断でできるのだらうという思いでやってきましたが、そこはなかなか思い切れないという団体が多いようです。そのような団体については、ここにお示しいただいたようなことなどが後押ししてくれると思います。条例がなくても政策判断でできることがたくさんあるはずなのに、なかなかできない、思い切れない、そういうことについて、優良事例集やたくさんの先例をお示しいただいたことは、多くの基礎自治体にとって力になるのだらうと思います。

この先は、出てきた提案について、どのような答えを出せるのか、ここが問われてくると思います。必ずしも権限移譲や規制緩和ということにならないにしても、一定程度前進がないと、せっかくつくった制度の意味が問われると思いますので、ここからがまさに正念場なののだらうなと思います。

私はきつこの取りまとめでお役を離れることができるのかなと期待しております。神野先生以下、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。でも、本当にそう思います。ここからが大事で、前にも言いましたが、生煮えの提案も出てくるかもしれませんけれども、その熟度を高めて、どういう形で具現化していくのかということのだらうと思っておりますので、やらなければいけないことが出てくれば、しっかりやっていきたいと思っております。
(神野座長) どうもありがとうございました。

私は取りまとめ役として大変至らなかったのですが、本日、どうにか最終取りまとめにこぎ着けることができました。これも議員の皆様方の多大な御協力のお陰と深く感謝する次第です。さらに、大臣、副大臣、政務官からの適切で温かい指導、お導きによりどうにかまとめることができました。

加えて、事務局の皆様方には本当に御無理を言って支えていただきました。深く感謝を申し上げます。

これを取りまとめると、いよいよ次の段階で、取りまとめたものを動かさなくてはいけないという段階に入るわけですが、よく言われている言葉で、「理性の悲観主義、意志の楽観主義」という言葉があります。つまり、状況を分析するときには、理性であくまでも悲観的に分析するけれども、行動を起こすときには、意志は楽観主義でもってやり遂げるという言葉ですが、いよいよ次のステップでは、より一層、意志の楽観主義が必要のだらうと思います。改革には三つの要素が必要だと言われています。一つは、改革しなければならない問題点を的確に分析すること。二つ目は、その分析に基づいて、的確な解決手段を見出すこと。三つ目は、そのプランを遂行する情熱を持つことだと言われているので、これからも理性の悲観主義は必要ですが、今後は、意志の楽観主義と情熱がより必要な段階に来るのだらうと思いますので、政務の御指導を得ながら、議員の皆様方の御協力をお願いする次第です。

最後に、大臣からお言葉をいただければと思います。よろしくお願いたします。

(新藤大臣) 各先生方から、最後に、大変うれしい言葉を頂戴しました。それは私どもに向けていただいたことであるとともに、この有識者会議全体に対して、非常に高い評価をいただいたことと思っております、まずは心より感謝を申し上げます。

私は、先ほども申し上げましたが、結果的に一つの流れの中に全てが入ってきていると思っています。安倍総理大臣の私に対する任命は、地方分権改革担当大臣のほか、総務大臣、地域活性化担当大臣、それから、国家戦略特別区域担当大臣などまちづくり系が全て一つになっています。また、中心市街地活性化や環境モデル都市など、いくつもの事業があります。

総務省は自治体のまちづくりを応援する総本山ですから、総務省で始めた地域の元気創造プラン、これは100プロジェクトになりましたが、成長戦略の中で1万プロジェクトに拡大されます。

地方自治法の改正についても、これはこの会議の場に出た議論ではありますが、市町村を超えた枠の連携があってもいい、県域を超えた連携があってもいいという考えが自治体の連携協約となり、また、定住自立構想、地方中枢拠点都市というものになりました。今回、法改正が終わりましたので、今度は実務が始まっていくわけです。

これらの取組は総務省の枠の中だけでやっても意味がありません。農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、金融庁など、いろいろな府省が絡みますから、これを横串で刺そうではないかということで、地域活性化プラットフォームという枠組みをつくりました。今般、モデルケースの募集をかけましたら、135の提案が出てきました。それについて、全部ヒアリングを行って、富山市にも入っていただきましたが、33事業を認定しました。

その中で、実際にその仕事を進めるには、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに絡むものもたくさん出てきます。地域の活性化を通じて、日本を全国津々浦々まで元気にするということが私たちの究極の目標で、その大元の理論構築をしていただいたのがこの地方分権改革有識者会議であると思っています。

特に発意と多様性、そして地方の自立性を拡大するということは、皆様からお話のあったとおり、大なる責任を伴うということだと思います。私どもは、提案されたものに対しては最大限の支援をしようということで準備体制を整えていますので、恐らく、今年から来年にかけて、すごい勢いでいろいろな仕事が出てきます。国家戦略特区も今、6つのプロジェクトを指定して、大きな取組を始めようとしています。大きいのがゆえに、いくらスピード感を持ってやろうと思っても、国主体では時間がかかります。しかし、町単位、村単位、広域圏単位で、自分たちでやりたい仕事を出してきてくれれば、はるかに早く取組が進むのです。そこにこの権限移譲を組み合わせることによって、今までとは違うことができると思っています。

加えて、それらの取組にICTを徹底的に入れようと思っています。今までできなかったこと、そして、管理が難しかったことについては、電子的な技術を加えて、今までできなかった村でも管理ができる、そのようなイノベーションが起こせるのだと思います。まさに新産業や新しいサービスが生まれることになり、それを通じて日本は新たな経済成長の戦略を描くことができると思っています。今、ここがチャンスだと考えています。長い間の低迷を抜けようとしている今、ここで頑張らなければ、また何かの原因で勢いが落ちてしまったら、もう立て直せないところまで落ちてしまうのではないかと

という危機感を持っているので、断固たる意思を持って進めようと思います。

最後に、提案募集方式は非常に画期的で、ほかの制度でも恐らく同じような方式が出てくると思います。この地方分権改革だけではなくて、ほかの仕組みでも、提案募集、そして手挙げ方式というのは応用できるので、今回成果が上がるならば、まさに成功事例になるわけです。したがって、どうしても今回成果を上げなければいけないと考えています。

実は、事務局も、検討対象とされた事項のうち、7割近くの権限移譲を行いましたけれども、当初は数字はもっと低かったのです。「もう今までにさんざんやっているから、積み残しのものだから、そうはなりません、このぐらいでいかがでしょうか」と事務方が持ってきたものを、私のほうでだめだと、これはもっと進めろと指示し、事務局の人たちは、省庁間で恨まれながら、文句言われながら、頑張ってくれました。その結果、1次、2次、3次一括法と変わらない数字に持っていったのは、最後の頑張りによるものなのです。省庁間でぶつかりながら調整したわけですが、それに加えて、効果的なのは外部有識者の存在なのです。ですから、この有識者会議の後押しは非常に大きかったのです。

ですので、「総括と展望」をここまでまとめていただいておりますが、これは絶対にそういうことではなくて、これからが本番で、提案募集の中で、事務的な省庁間の打ち合わせで終わらず、もう一つ踏み込んで行わなければいけないこともあります。そういったものを後押しするのは、この有識者会議及び専門部会ですから、陣容をジャンルごとに増やし、総がかりの体制ができれば、グッドプラクティスになるのではないかと思います。ぜひ今後もお付き合いいただきたいと思っておりますし、この半年から1年ほどの間にスタートダッシュをできるかどうかはとても大きいと思っておりますから、御協力をお願いしたいと思います。

私ども政務三役のことも触れていただきましたが、事務次官と審議官についても、実はしゃべりたいことがたくさんあると思うのですが、役に徹して、ずっと立ち会ってくださいます。いろいろな会合がありますけれども、大臣以下、副大臣、政務官がいつでも出ている会議も珍しいと思っておりますが、事務次官が必ず出ているというのも、前の松元次官を含め、なかなか無いことです。そのような部分からも、我々の意気込みを感じていただければ有り難いと思っております。

周りに各府省の皆さんも来てくださっているわけですが、とにかくとてもいい形にさせていただいて、これからさらに張り切って頑張りたいと思っておりますので、もう一度、皆様方の御尽力に感謝申し上げます。御礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、次回の会議日程は、改めて事務局から通知しますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の有識者会議を終了させていただきます。暗くなるまで御熱心に御討議いただきましたこと、改めて深く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上